



# 鳥取県公報

平成 25 年 3 月 15 日 (金)  
第 8 4 8 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	青少年に有害な図書類の指定 (193) (青少年・家庭課) . . . . . 2
	保安林の指定予定 (2 件) (194・195) (森林・林業総室) . . . . . 2
	保安林の指定の解除予定 (196) (〃) . . . . . 3
	県営土地改良事業の工事の完了 (197) (中部総合事務所県土整備局) . . . . . 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (7) . . . . . 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (9) (教育総務課) . . . . . 4
◇ 調達公告	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (市場開拓課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第193号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定 番号	種別	図 書 類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7180	雑誌	絶叫！潮吹きお姉さん Vol. 2	雑誌 66077-91	株式会社ダイアプレス
7181	〃	裏ネタ J A C K 4月号 2013	雑誌 01931-04	〃
7182	〃	B e j e a n ビージーン4月号	雑誌 07903-04	株式会社ジーオーティー
7183	〃	美形×美ボディ×淫乱 このオンナ、最上級。	雑誌 66077-87	株式会社ダイアプレス
7184	〃	ズバ王 3月号 Vol. 121	雑誌 15543-03	株式会社ジーオーティー
7185	〃	極上人妻DX 3月号	雑誌 13797-03	三和出版株式会社
7186	〃	Hなお姉さんはキライですか？ B e j e a n 4月号増刊	雑誌 07904-04	株式会社ジーオーティー
7187	〃	人気AV女優があなたの自宅でHします！！ スケルトン広場4月号増刊	雑誌 15528-4	株式会社インテルフィン
7188	〃	もっとすごい本当のH話コレクション3月号	雑誌 18757-3	マイウエイ出版株式会社

## 鳥取県告示第194号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町三浦字上末谷378、380の1、字倉谷奥420の1、421の1、422、字中谷423、字三角426、字宮ノ上534、535

### 2 指定の目的

水源の涵養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第195号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 3 月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

##### 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字吉原字上ノ山420から423まで、425の1から425の3まで、426の1から426の3まで、427の1から427の3まで、428の1から428の3まで、429の1から429の3まで、字出口821、826の1、826の2、字西屋敷883の1、884、906から909まで

##### 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第196号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 3 月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

##### 1 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字大清水堤谷2989の2、字轟キ2999の2（以上2筆国有林）

##### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

##### 3 解除の理由

道路用地とするため

#### 鳥取県告示第197号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成25年 3 月15日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
県営広域営農団地農道整備事業東伯中央地区農道整備	平成25年 3 月 8 日

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第7号

平成25年第3回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年 3 月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成25年 3 月21日（木） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について
  - (2) 県民参画基本条例について
  - (3) その他

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第9号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成25年 3 月15日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成25年 3 月16日（土） 午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成25年度アクションプランについて
  - (2) その他

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成25年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 業務の概要

### (1) 業務名 首都圏における鳥取県農産物の情報発信業務

### (2) 業務の内容

鳥取県及び鳥取県産農産物の知名度向上を図ることを目指して、鳥取和牛オレイン55並びに梨の新品種である「なつひめ」及び「新甘泉」を対象に、首都圏（東京都内）でのメディア露出を中心とした戦略的な情報発信（以下「PR」という。）を実施するとともに、これらPRに付随する調査検討を行う。

なお、詳細は「首都圏における鳥取県農産物の情報発信業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「首都圏における鳥取県農産物の情報発信業務仕様書」による。

### (3) 契約期間 契約日から平成26年3月20日（木）まで

### (4) 納入場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課内

### (5) 予算額 金48,385,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ただし、本業務に係る平成25年度予算が成立しなかったときは、最優秀提案者の選定は行わない。

## 2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成25年3月15日（金）から同年4月15日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (3) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分がイベント・広告・企画の広告・広報及びイベント企画・運営のいずれにも登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年3月29日（金）午後5時までに7の(2)の場所に提出すること。

### (4) 平成25年3月15日（金）から同年4月15日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

### (5) 県との協力・連携体制を構築できる者であること。

## 3 参加表明書等の提出

### (1) この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領に示す参加表明書及び公募型プロポーザル参加資格確認書を7の(1)の場所に、平成25年3月15日（金）から同月29日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時15分までに提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

なお、参加希望者は、これらの書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (2) 提出方法

持参又は送付による。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

#### 4 企画提案書の提出

##### (1) 提出方法

参加表明書を提出し、参加資格の確認を受けた者は、実施要領に基づき企画提案書を紙媒体で作成し、持参又は送付により提出すること。

なお、送付による場合は、3の(2)に記載する方法によること。

##### (2) 提出期間及び提出場所

###### ア 日時

平成25年3月15日（金）から同年4月15日（月）までの間（休日等を除く。）の午前9時から午後5時15分までとし、送付による場合は、平成25年4月15日（月）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

###### イ 提出場所

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課  
鳥取市東町一丁目220  
電話番号 0857-26-7767

#### 5 企画提案書の評価

(1) 企画提案書の提出後、実施要領に示す書類の審査に適合した企画提案者に別途通知する日に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングでは、企画提案者による提案内容の概要説明を行い、首都圏における鳥取県農産物の情報発信業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）による企画提案書等の内容確認、質問等を行う。

なお、このプレゼンテーションに参加しない者は、この公募型プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(2) 審査委員会の審査委員は、県職員及び有識者等5名以上により構成する。

(3) 企画提案書の評価は、(1)の結果を踏まえ、審査委員会において実施要領の別表に定める評価基準に基づき各審査委員が個別に評価し、採点する。

#### 6 最優秀提案者の選定方法

(1) 5の(1)により審査委員が採点した得点を合計することにより公募型プロポーザル参加者ごとの得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査委員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法）による採点を行うものとする。この場合において、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の公募型プロポーザル参加者が複数となった場合には、審査委員の合議により順位を決定する。

(2) (1)により最も優れた順位を得た者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

#### 7 手続等

##### (1) 公募型プロポーザルに関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課  
電話番号 0857-26-7767  
ファクシミリ番号 0857-21-0609  
電子メールアドレス shijoukaitaku@pref.tottori.jp

##### (2) 競争入札参加資格者名簿の登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当  
電話番号 0857-26-7433

##### (3) 公募型プロポーザル実施要領等の交付

公募型プロポーザル実施要領等は、平成25年3月15日（金）以降インターネットのホームページ

(<http://www.pref.tottori.lg.jp/195765.htm>) から入手するものとする。

## 8 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、6により順位付けられた上位の者（各審査委員の得点の合計が配点合計の6割以上である者に限る。）から順に契約の締結協議を行う。

## 9 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 10 その他

- (1) 2に掲げる参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。
- (2) この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 著作権の取扱いは、次のとおりとする。
  - ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。
  - イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に関する著作権は、提案者に帰属するものとする。
  - ウ 県は提案者に対して、企画提案者等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (4) 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、企画提案者に無断で本件公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (6) 審査委員及びその予定者に対し、事前に本件について働きかけを行った者については、失格とする。
- (7) この公告に定めるもののほか、本件公募型プロポーザルの詳細は、実施要領による。